

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十二月二十五日奈良県指令建第九二―一四九号

平成二十六年五月十四日奈良県指令建第九二―一四九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年五月十九日建第八二二一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年五月十九日建第四九五七号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市十市町八九八番一、八九八番四、八九八番五、八九九番一、八九九番五、九〇〇番一、九〇〇番四、九〇一番一及び九〇一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市尾生町二二九九番地

株式会社横山工務店 代表取締役 横山透

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市十市町八九八番四、八九八番五、八九九番五、九〇〇番四及び九〇一番四

緑地 橿原市十市町八九八番一、八九九番一、九〇〇番一及び九〇一番一の各一部

水路 橿原市十市町九〇一番一及び九〇一番四の各一部